

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3119号から第3124号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 <sup>まつむら</sup>松村 <sup>まさお</sup>雅生）は、本日、次の6件の答申を行い、横浜市長が行った個人情報開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「審査申出書兼審査請求書の送付について」及び施行文（令和4年度 旭税第137号）の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申  
【答申第3119号】
- (2) 「審査申出書兼審査請求書の送付について」及び施行文（令和4年度 旭税第137号）の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申  
【答申第3120号】
- (3) 「審査申出書（令和4年6月1日付補正）の送付について」及び施行文（令和4年度 旭税第163号）」の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申  
【答申第3121号】
- (4) 「審査申出書の送付について」（令和4年5月31日旭税第137号）」の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申  
【答申第3122号】
- (5) 「審査請求書の送付について」（令和4年5月31日旭税第137号）」の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申  
【答申第3123号】
- (6) 「審査申出書（令和4年6月1日付補正）の送付について」（令和4年6月6日旭税第163号）」の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申  
【答申第3124号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3119	令和4年6月1日	令和4年6月15日	令和4年6月30日	令和4年8月1日	個人	市長
3120						
3121						
3122	令和4年6月30日	令和4年7月14日	令和4年7月19日	令和4年10月14日		
3123						
3124						

### 3 対象保有個人情報、原処分決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3119	「「審査申出書兼審査請求書の送付について」及び施行文（令和4年度 旭税第137号）」（以下「本件保有個人情報」という。）	開示 <b>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25条第1項に基づき開示</b> （本件本人開示請求書の記載から、「固定資産の価格及び処分内容に対する不服申出書」（以下「書面1」という。）について、起案及び発送した文書を求めていると解し、本件保有個人情報を特定した。）	原処分妥当
3120	「「審査申出書兼審査請求書の送付について」及び施行文（令和4年度 旭税第137号）」（以下「本件保有個人情報」という。）	開示 <b>旧条例第25条第1項に基づき開示</b> （本件本人開示請求書の記載から、「審査請求書」（以下「書面2」という。）について、起案及び発送した文書を求めていると解し、本件保有個人情報を特定した。）	原処分妥当
3121	「「審査申出書（令和4年6月1日付補正）の送付について」及び施行文（令和4年度 旭税第163号）」（以下「本件保有個人情報」という。）	開示 <b>旧条例第25条第1項に基づき開示</b> （本件本人開示請求書の記載から、「令和4年度 固定資産税に係る固定資産評価審査申出書」（以下「書面」という。）について、起案及び発送した文書を求めていると解し、本件保有個人情報を特定した。）	原処分妥当
3122	「「審査申出書の送付について」（令和4年5月31日旭税第137号）」（以下「本件保有個人情報」という。）	開示 <b>旧条例第25条第1項に基づき開示</b> （本件本人開示請求書の記載から、「固定資産の価格及び処分内容に対する不服申出書」（以下「書面」という。）を横浜市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）に送付するに当たって作成した施行文書を求めていると解し、本件保有個人情報を特定した。）	原処分妥当
3123	「「審査請求書の送付について」（令和4年5月31日旭税第137号）」（以下「本件保有個人情報」という。）	開示 <b>旧条例第25条第1項に基づき開示</b> （本件本人開示請求書の記載から、「審査請求書」（以下「書面2」という。）を審査庁に送付するに当たって作成した施行文書を求めていると解し、本件保有個人情報を特定した。）	原処分妥当
3124	「「審査申出書（令和4年6月1日付補正）の送付について」（令和4年6月6日旭税第163号）」（以下「本件保有個人情報」という。）	開示 <b>旧条例第25条第1項に基づき開示</b> （本件本人開示請求書の記載から、「令和4年度 固定資産税に係る固定資産評価審査	原処分妥当

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		申出書」(以下「書面2」という。)を横浜市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)に送付するに当たって作成した施行文書を求めていると解し、本件保有個人情報を特定した。	

#### 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3119	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《固定資産税及び都市計画税に係る審査申出及び審査請求の対応事務について》</b></p> <p>固定資産の価格及び課税標準については、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、固定資産課税台帳に登録することとされており、旭区に所在する土地及び家屋の所有者に対しては、旭区長が同台帳に基づき固定資産税及び都市計画税を課税している。</p> <p>こうした価格又は課税処分について不服がある納税義務者は、価格については横浜市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)に対し審査の申出を、課税処分については審査庁に対し審査請求をすることができる。</p> <p>審査の申出は、横浜市固定資産評価審査委員会規程(昭和36年4月固評委規程第1号)に定める固定資産税に係る固定資産評価審査申出書を委員会に提出して行うこととされているところ、各区役所の税務課に提出された場合は、これを課内で供覧し、委員会の事務局である財政局主税部税制課に送付する。</p> <p>審査請求は、審査請求書を審査庁又は処分庁に提出して行うこととされているところ、各区役所の税務課に提出された場合は、これを課内で供覧し、審査庁の事務を担う総務局総務部法制課に送付する。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、旭区総務部税務課で受け付けた書面1及び「審査請求書」(以下「書面2」という。)を課内で供覧し、委員会及び審査庁宛てに送付することを決裁した起案文書及びその施行文である。</p> <p>起案文書は、起案用紙のほか、委員会宛ての送付文案及び書面1の写し並びに審査庁宛ての送付文案、書面1及び書面2の写しで構成されている。</p> <p>施行文は、委員会宛ての令和4年5月31日付送付文及び審査庁宛ての同日付送付文である。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>本件本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が旭区総務部税務課で提出した書面1並びに書面1を同課が委員会及び審査庁に送付したことが分かる文書について請求していると解される。</p> <p>当審査会が、本件保有個人情報を確認したところ、起案文書には書面1の写しが含まれており、また、施行文からは委員会又は審査庁に書面1を令和4年5月31日にそれぞれ送付したことが認められた。</p> <p>したがって、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは、是認できる。</p> <p>なお、審査請求人は「文書名を表題に記載されていない決定通知書の送付があった」と主</p>

答申 番号	判断の要旨
3119	<p>張しているが、実施機関は本件処分の決定通知書に本件保有個人情報の名称を正確に記載しており、決定通知書の記載に不備は認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3120	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b>  ※ 答申第3119号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《固定資産税及び都市計画税に係る審査申出及び審査請求の対応事務について》</b>  ※ 答申第3119号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b>  本件保有個人情報は、旭区総務部税務課で受け付けた「固定資産の価格及び処分内容に対する不服申出書」（以下「書面1」という。）及び書面2を課内で供覧し、横浜市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）及び審査庁宛てに送付することを決裁した起案文書及び施行文である。</p> <p>起案文書は、起案用紙のほか、委員会宛ての送付文案及び書面1の写し並びに審査庁宛ての送付文案、書面1及び書面2の写しで構成されている。</p> <p>施行文は、委員会宛ての令和4年5月31日付送付文及び審査庁宛ての同日付送付文である。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b>  本件本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が旭区総務部税務課で提出した書面2及び書面2を同課が審査庁に送付したことが分かる文書を請求していると解される。</p> <p>当審査会が、本件保有個人情報を確認したところ、起案文書には書面2の写しが含まれており、また、施行文からは審査庁に書面2を令和4年5月31日に送付したことが認められた。</p> <p>したがって、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは、是認できる。</p> <p>なお、審査請求人は「文書名を表題に記載されていない決定通知書の送付があった」と主張しているが、実施機関は本件処分の決定通知書に本件保有個人情報の名称を正確に記載しており、決定通知書の記載に不備は認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3121	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b>  ※ 答申第3119号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《固定資産税及び都市計画税に係る審査申出の対応事務について》</b>  固定資産の価格及び課税標準については、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、固定資産課税台帳に登録することとされており、旭区に所在する土地及び家屋の所有者に対しては、旭区長が同台帳に基づき固定資産税及び都市計画税を課税している。</p> <p>こうした価格について不服がある納税義務者は、横浜市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）に対し審査の申出をすることができる。</p> <p>審査の申出は、横浜市固定資産評価審査委員会規程（昭和36年4月固評委規程第1号）に定める固定資産税に係る固定資産評価審査申出書を委員会に提出して行うこととされているところ、各区役所の税務課に提出された場合は、これを課内で供覧し、委員会の事務局である財政局主税部税制課に送付する。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b>  本件保有個人情報は、旭区総務部税務課で受け付けた書面を課内で供覧し、委員会宛てに送付することを決裁した起案文書及び施行文である。</p> <p>起案文書は、起案用紙のほか、委員会宛ての送付文案及び書面の写しで構成されている。</p>

答申 番号	判断の要旨
3121	<p>施行文は、委員会宛ての令和4年6月6日付送付文である。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>本件本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が旭区総務部税務課で提出した書面及び書面を同課が委員会に送付したことが分かる文書について請求していると解される。</p> <p>当審査会が、本件保有個人情報を確認したところ、起案文書には書面の写しが含まれており、また、施行文からは委員会に書面を令和4年6月6日に送付したことが認められた。</p> <p>したがって、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは、是認できる。</p> <p>なお、審査請求人は「文書名を表題に記載されていない決定通知書の送付があった」と主張しているが、実施機関は本件処分の決定通知書に本件保有個人情報の名称を正確に記載しており、決定通知書の記載に不備は認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3122	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>※ 答申第3119号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《固定資産税及び都市計画税に係る審査申出の対応事務について》</b></p> <p>※ 答申第3121号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、旭区総務部税務課で受け付けた書面を委員会に送付する際の令和4年5月31日付の送付文と書面の写しである。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>本件本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が旭区総務部税務課で提出した書面を同課が委員会に送付するに当たり作成した文書について請求していると解される。</p> <p>当審査会が、本件保有個人情報を確認したところ、書面を令和4年5月31日に委員会宛てに送付したことが認められた。</p> <p>したがって、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは、是認できる。</p> <p>なお、審査請求人は「表題に請求者が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。」と主張しているが、実施機関は本件処分の決定通知書に本件保有個人情報の名称を正確に記載しており、決定通知書の記載に不備は認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3123	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>※ 答申第3119号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《固定資産税及び都市計画税に係る審査請求の対応事務について》</b></p> <p>固定資産の価格及び課税標準については、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、固定資産課税台帳に登録することとされており、旭区に所在する土地及び家屋の所有者に対しては、旭区長が同台帳に基づき固定資産税及び都市計画税を課税している。</p> <p>こうした課税処分について不服がある納税義務者は、審査庁に対し審査請求をすることができる。</p> <p>審査請求は、審査庁又は処分庁に審査請求書を提出して行うこととされているところ、各区役所の税務課に提出された場合は、これを課内で供覧し、審査請求の事務を所管している総務局総務部法制課に送付する。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、旭区総務部税務課で受け付けた「固定資産の価格及び処分内容に対</p>

答申番号	判断の要旨
3123	<p>する不服申出書」（以下「書面1」という。）及び書面2を審査庁に送付する際の令和4年5月31日付の送付文と書面1及び書面2の写しである。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>本件本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が旭区総務部税務課で提出した書面2を同課が審査庁へ送付するに当たり作成した文書について請求していると解される。</p> <p>当審査会が、本件保有個人情報を確認したところ、書面1及び書面2をあわせて令和4年5月31日に審査庁宛てに送付したことが認められた。</p> <p>したがって、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは、是認できる。</p> <p>なお、審査請求人は「表題に請求者が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。」と主張しているが、実施機関は本件処分の決定通知書に本件保有個人情報の名称を正確に記載しており、決定通知書の記載に不備は認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3124	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>※ 答申第3119号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《固定資産税及び都市計画税に係る審査請求の対応事務について》</b></p> <p>※ 答申第3123号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、旭区総務部税務課で受け付けた書面2を委員会に送付する際の令和4年6月6日付の送付文と書面2の写しである。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>本件本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が旭区総務部税務課で提出した書面2を同課が委員会に送付するに当たり作成した文書について請求していると解される。</p> <p>当審査会が、本件保有個人情報を確認したところ、書面2を令和4年6月6日に委員会宛てに送付したことが認められた。</p> <p>したがって、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは是認できる。</p> <p>なお、審査請求人は「表題に請求者が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。」と主張しているが、実施機関は本件処分の決定通知書に本件保有個人情報の名称を正確に記載しており、決定通知書の記載に不備は認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

#### （本人開示請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

(第2項省略)

横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

（第2項省略）

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881